

国民年金



国民年金 学生納付特例

国民年金は「未納」より
「学生納付特例」を

国民年金係 ☎05・33301
直方年金事務所 ☎0949・22・0891

国民年金保険料を納めることが困難な学生については、「学生納付特例」の制度があります。在学中は毎年申請が必要です。

【申請受付期間】4月1日～令和4年3月末日

【申請場所】役場住民課または年金事務所

【申請に必要なもの】○マイナンバーカード

○学生証（コピー可）または在学証明書

○年金手帳または国民年金保険料納付書

※代理人が申請する場合、代理人の身分証明書と、住所が別の場合は委任状が必要です

【特例対象となる人】①、②どちらも該当する人

①大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する学生など（一年以上の課程在籍に限る。夜間、定時制課程や通信課程も含む）

②本人の前年度所得が「128万円＋扶養親族等の数×38万円」以下である人

【特例対象となる期間】20歳以上の学生である期間のうち、次のいずれかの期間

- ①令和3年度の申請分：令和4年3月31日
- ②過去期間の申請分：申請が受理された月から2年1カ月前まで

令和3年度の国民年金保険料額は、
月額1万6,610円です。
(令和2年4月～令和3年3月)



【承認を受けた期間について】

○病気や不慮の事故等で重い障害が残った場合、障害基礎年金を受給するための資格期間として算入されます。

○老齢基礎年金を受給するための資格期間には算入されますが、後払い（追納）しないと金額には反映されません。

【追納について】

○承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後払い（追納）することができます。ただし、2年を過ぎると当時の保険料に加算額が付きまます。

○追納する場合は年金事務所に納付書の再発行を依頼してください。

【20歳になったら国民年金】

Q. 国民年金ってなんのためにあるんですか？

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障がい・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。

Q. 老後の年金だけのために払うんですか？

国民年金は、老齢基礎年金のほか、事故などで障がいを負った際に支給される障害者基礎年金や遺族へ支給される遺族基礎年金など、働き世代にこそ必要な「まさか」への備えにもなります。

※それぞれの項目の詳細は、年金事務所にお問い合わせください。

【年金各種届出・申請におけるマイナンバーの記入について】

年金関係の届け出・申請において、ご本人などの個人番号（マイナンバー）での届出が必要となっております。なお、基礎年金番号による手続きも引き続きできます。

手続きの際には、マイナンバーまたは通知カードと本人確認書類（運転免許証など）をお持ちください。